令和7年(2025年)10月29日付け札幌市告示第4453号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年 (2025年) 11月7日

札幌市長 秋元 克広

記

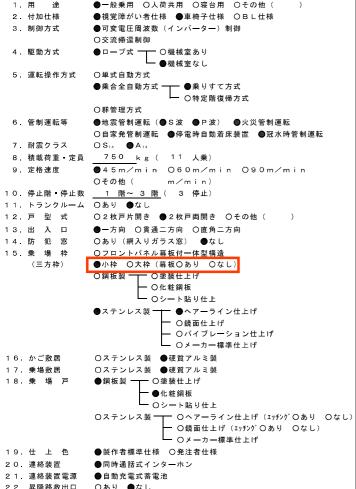
1 訂正する内容

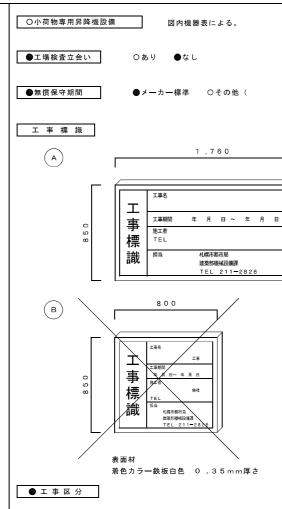
令和7年札幌市告示第4453号別表の工事番号「25(建)第0199号」工事名「西健康づくりセンター・八軒まちづくりセンター・八軒会館改修エレベーター更新工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

- 2 設計図書の訂正箇所 別紙のとおり
- 3 担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条四2丁目 札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話011-211-2442



ISO9001の適用について 受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記 ①から④までの書類の写しを提出し、監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。 ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。 ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し ② I S O 9 O O 1 の審査に係る書類 (合否判定結果及び審査報告書) ③工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類 ④ ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類 ただし、①で内容が確認できる場合は③、④は不要 1. 活用工事の取消しの申出 ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに 監督職員に申し出なければならない。 2. 活用工事の取扱いの中止 上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシ ステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを 中止し、通常の監督業務を実施するものとする。 3. 品質マネジメントシステムの取扱い (1) 受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画書に記載すべき事 項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を施工計画書に記載し、工事着手 前までに工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。 1)検査計画及び確認・立会計画 2) 各監視 | 測定 (検定) の担当者及び承認者、資格 3) 当該工事現場に対する内部監査計画 4) 監視機器及び測定機器管理計画 5) トレーサビリティ管理計画 6) 不適合管理計画 (2)特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の 品質マネジメントシステムとして適用するものとする。 4. 工事管理 工事管理にあたっては「公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理 (施工計画書作成要領)(公共建築協会)」を参考とする。 ●エレベーター設備 図内機器表による。 1. 用 涂 ●一般乗用 ○人荷共用 ○寝台用 ○その他(2. 付加仕様 ●視覚障がい者仕様 ●車椅子仕様 ○BL仕様





項目	建築	機械	電気	昇降機	備考
エレベーター廻り (押ボタン、インジケータ等) 穴あけ仕上げ (モルタル詰めはエレベーター工事)	•	0	0	0	
乗場廻り(扉、三方枠廻り)仮枠穴あけ及び仕上げ	•	0	0	0	
エレベーター用三方枠、敷居及びフロントパネル設備	0	0	0	•	
機械室床補強及び床コンクリート打設	0	0	0	0	
機械室床仮穴あけ、補強 (機器搬入用穴あけ共) 及び モルタル詰め、仕上げ	0	0	0	0	
機械室機器搬入用フック(3t以上)の設置	0	0	0	0	
機械室給排気ファン取付 (温度スイッチも含む)	0	0	0	0	フードは建築
機械室制御盤取付けの下地補強	0	0	0	0	
中間ビームの取付け、	0	0	0	•	
数居持出しコンクリート工事	•	0	0	0	
手元開閉器、制御盤及び二次側配管配線と接続	0	0	0	•	
機械室内の照明装置	0	0	0	0	
機械室及びピット内点検用コンセント取付け	0	0	0	0	
かご内非常照明及びスピーカー取付け	0	0	0	•	
機械室内非常用電源と商用電源の切替開閉器装置	0	0	0	0	
電源(動力、照明、弱電)の機械室までの配管配線 及び一次端子との接続	0	0	0	0	
スリーブ及び箱入	0	0	0	0	
同上穴埋め補修	0	0	0	0	
壁、天井、床等のパイプ貫通並びにボックス等の取付 けのための穴あけ切込み及び穴埋め補修	0	0	0	•	
各種機器の防振措置	0	0	0	•	
機械室扉、採光窓、ガラリの設置	0	0	0	0	
ピット内の防水工事(排水設備が必要な時は機械工事)	•	0	0	0	
昇降路外の警報及び連絡装置用その他の配管配線	0	0	0	0	
遮炎性能と遮煙性能を有する防火戸又はスクリーン	0	0	0	•	

● 週休2日工事の実施について

- 本工事は、「週休2日工事(営結工事)」の対象工事であり、当初予定価格は通期の 4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- 2 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して 月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで、施工を行う工事である。なお、 月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行うこととする。
- 3 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その主旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 4 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
- (1)受注者は、週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
- (2) 受注者は、実施結果を工事月報、休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 5 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、 受注者は協力するものとする。
- 6 現場開所(現場休息)の状況を確認後、月単位の4週8休以上の場合および通期の 4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて、補正分について設計変更を行う。
- 7 「週休と日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。なお、アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。
- (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)
- 8 その他の事項については、週休2日工事要領(営繕工事)によるものとする。

現場及び技術に係る事項について

猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- (1)作業不能日数:0日間
- (2)上記(1)は環境省が公表する北海道石狩地方 札幌地点におけるWBGT値(気温、 湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2019年~2024年)について、 本工事の工期に対応する期間(7000機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に 定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間に WBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に投算したもの5年分を平均したもの。
- (3) 気象条件により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の 現場作業時間において、環境省が公表する北海道石狩地方 札幌地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を 閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(少数点以下第一位を四捨五入する。)) が(1) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を 協議することができる。

共通費実態調査

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者に おける工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事 に指定する場合がある。

対象工事に指定された場合、監督職員から配布する調査票を工事しゅん功後 1 か月を目途に 提出することとし、これらに要する費用は受注者負担とする。

●アスベスト含有製品の処理等

アスペストの処理については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等の関係法令と併せて『特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け)』(URL:http://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html)に従い、必要な措置を講じること。

1. 事前調査等

- (1) 施工計画書の作成にあたっては、「石綿事前調査等結果報告書(アスベスト調査票)」 並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所に おけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。
- (2) アスペスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスペスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。
- (3) 事前調査が完了した際は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下の とおり各種報告等を行うこと。
- ①監督職員に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。
- ②労働基準監督署及び札幌市(環境局)に事前調査の結果等について報告を行うこと。 ③事前調査の結果等については、公衆にみやすいように掲示すること。
- 2. アスベスト含有製品の処理等
- (1) アスベスト含有製品の仕様
 - 〇機器類 (機器:
 - 〇耐火二層管
 - Oフランジパッキン(煙道、配管) ※パッキンはフランジを付けたまま切り離し、 Oダクトパッキン 非飛散性アスベストとして適切に処理すること。
- 〇外壁塗装下地調整材 〇内壁塗装下地調整材
- ●モルタル

処理を行う範囲は、図示による。

(2) 施工調査

アスペスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について 行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。

- ① アスベスト含有製品使用部位の確認
- ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認
- ③ アスベスト含有製品使用数量の確認
- の カス・ストロ有級品はハ(4) 施工範囲等の確認

なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督職員 と協議のこと。

(3)作業管理者

「石綿作業主任技能講習修了者」、又は「平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者」の資格を有する作業管理者を選任し管理させること(作業時、調査時等)。 (4)作業標準

アスベスト含有製品処理作業の標準

- ① アスベスト含有製品の撤去
- (ア)アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。
- (イ)建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所を、ビニールシート等で寒ぐものとする。
- (ウ)アスペスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行う ものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスペスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。
- (エ)撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有製品を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (オ)撤去作業者には、防じんマスク、防護めがね及び作業衣を着用させる。
- (カ) 撤去作業後、アスペスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- ② アスベスト含有製品の集積、運搬等
- (ア)撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下 しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。
- (イ)細かく破砕されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れる等の、飛散防止の措置を講じる。
- (ウ) 撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、 一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆 う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有製品の保 管場所であることの表示を行う。
- (エ)アスペスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (オ)アスペスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。
- ③ アスベスト含有製品の処分等
- (ア)本工事で発生するアスベスト含有製品は、下記で示す処分施設で処分する。 なお、変更が生じた場合は監督職員と協議のこと。(調書を監督職員に提出する) マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。
- ○飛散性アスペスト 搬出先(参考)・山口処理場 (手稲区手稲山口364番地) ○非飛散性アスペスト 搬出先(参考)・角山開発㈱ (江別市角山425番地)
- ・㈱7-ルアンドイー (北広島市大曲工業団地4丁目4-1 (イ) 撤去されたアスベスト含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督

●その他

1. 酸欠等作業場所

第1種、第2種酸欠場所においては、法律等関係法令を遵守し安全に努めること。 2. 工事記録写真

職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

2. 工事記録写具

工事記録写真については、機械設備工事記録写真撮影要領(機械設備工事提出書類、様式集及び施工要領集)(平成25年度版)、営繕工事写真撮影要領(工事契約日時点の最新版を適用)による。

印刷等の出力については、①プリンターは フルカラーで300 dpi以上、②用紙・インク等は、通常の使用条件のもとで3年間程度顕著な劣化が生じないものを使用する。また、デジタルカメラ使用の場合は記録画素数を1280×960以上とする。

3. 電気契約の変更について

改修工事において、機器の更新により電気契約の容量が変更となる場合は、電気契約の 変更手続きに対応すること。

4. 複数の現場において工事を行う場合は、工事標識に工事名に加え施設名も記載する。

札幌市都市局建築部

〇その他の仕様の詳細は「公営住宅用エレベーター仕様書」による。

23. その他

機械設備課

課長 係長 製 図 設計主任 年 月

 年月日
 工事名

 . . .
 .

 . . .
 .

 . . .
 .

西健康づくりセンター・八軒まちづくりセンター・ 八軒会館改修エレベーター更新工事

特記仕様書

S C A L E

SCALE

义

М



ISO9001の適用について

受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記 ①から④までの書類の写しを提出し、監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。 ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。

① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② I S O 9 O 0 1 の審査に係る書類(合否判定結果及び審査報告書)

③工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類

④ I S O 9 O O 1 認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類

ただし、①で内容が確認できる場合は③、④は不要

1. 活用工事の取消しの申出

ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに 監督職員に申し出なければならない。

2. 活用工事の取扱いの中止

上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシ ステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを 中止し、通常の監督業務を実施するものとする。

3. 品質マネジメントシステムの取扱い

(1) 受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画書に記載すべき事 項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を施工計画書に記載し、工事着手 前までに工事監督員に提出し、承諾を得なければならない。

1) 検査計画及び確認・立会計画

2) 各監視・測定 (検定) の担当者及び承認者、資格

3) 当該工事現場に対する内部監査計画

4) 監視機器及び測定機器管理計画

5)トレーサビリティ管理計画

6) 不谪合管理計画

(2)特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の 品質マネジメントシステムとして適用するものとする。

4. 工事管理

工事管理にあたっては「公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理 (施工計画書作成要領)(公共建築協会)」を参考とする。

●エレベーター設備

図内機器表による。

1. 用 涂 ●一般乗用 ○人荷共用 ○寝台用 ○その他(2. 付加仕様 ●視覚障がい者仕様 ●車椅子仕様 ○BL仕様

3. 制御方式 ●可変電圧周波数 (インバーター) 制御 〇交流帰還制御

4. 駆動方式 ●ロープ式 ── 〇機械室あり

- ●機械室なし 5. 運転操作方式 〇単式自動方式

●乗合全自動方式 — ●乗りすて方式 ○特定階復帰方式

〇群管理方式

6. 管制運転等 ●地震管制運転 (●S波 ●P波) ●火災管制運転

○自家発管制運転 ●停電時自動着床装置 ●冠水時管制運転 7. 耐震クラス

8 積載荷重 定員

9. 定格速度 **●**45m/min O60m/min O90m/min

〇その他(m/min)

10.停止階・停止数 1 階~3 階(3 停止)

11 トランクルーム ○あり ●なし 〇2枚戸片開き ●2枚戸両開き 〇その他(12. 戸型式

13. 出入口 ●一方向 〇貫通二方向 〇直角二方向 14. 防 犯 窓 ○あり(網入りガラス窓) ●なし

15. 乗 場 枠 〇フロントパネル幕板付一体型構造 (三方枠) 〇小枠 ●大枠(幕板〇あり ●なし)

〇鋼板製 —— 〇塗装仕上げ - 〇化粧鋼板

┗ ○シート貼り仕上 ●ステンレス製 —— ●ヘアーライン仕上げ - 〇鏡面仕上げ

─ ○バイブレーション仕上げ └ ○メーカー標準仕上げ

16. かご敷居 〇ステンレス製 ●硬質アルミ製 〇ステンレス製 ●硬質アルミ製 17 乗場敷居 18. 乗 場 戸 ●鋼板製 ―― 〇塗装仕上げ

— ●化粧鋼板

- 〇シート貼り仕上 Oステンレス製 ── Oへアーライン仕上げ (エッチングOあり Oなし) ── ○鏡面仕上げ (エッチング○あり ○なし) ── ○メーカー標準仕上げ

19. 仕 上 色 ●製作者標準仕様 〇発注者仕様 20. 連絡装置 ■同時通話式インターホン

21. 連絡装置電源 ●自動充電式蓄電池 22. 昇隆路救出口 ○あり ●なし

23. その他 ○その他の仕様の詳細は「公営住宅用エレベーター仕様書」による。

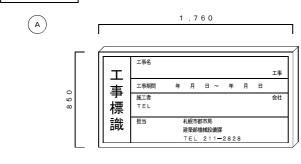
〇小荷物専用昇降機設備

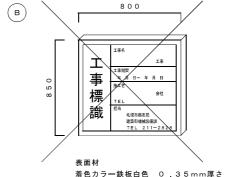
図内機器表による。

●工場検査立会い ○あり ●なし

●無償保守期間 ●メーカー標準 〇その他(

工事標識





●工事区分

項目	建築	機械	電気	昇降機	備考
エレベーター廻り (押ボタン、インジケータ等) 穴あけ仕上げ (モルタル詰めはエレベーター工事	0	0	0	•	
乗場廻り (扉、三方枠廻り) 仮枠穴あけ及び仕上	げり	0	0	•	
エレベーター用三方枠、敷居及びフロントパネル	∵設備 ○	0	0	•	
機械室床補強及び床コンクリート打設	0	0	0	0	
機械室床仮穴あけ、補強 (機器搬入用穴あけ共) モルタル詰め、仕上げ	及び O	0	0	0	
機械室機器搬入用フック(3t以上)の設置	0	0	0	0	
機械室給排気ファン取付(温度スイッチも含む)	0	0	0	0	フードは建築
機械室制御盤取付けの下地補強	0	0	0	0	
中間ビームの取付け、	0	0	0	•	
数居持出しコンクリート工事	0	0	0	•	
手元開閉器、制御盤及び二次側配管配線と接続	0	0	0	ě	
機械室内の照明装置	0	0	0	0	
機械室及びピット内点検用コンセント取付け	0	0	0	0	
かご内非常照明及びスピーカー取付け	0	0	0	•	
機械室内非常用電源と商用電源の切替開閉器装置	i O	0	0	0	
電源 (動力、照明、弱電) の機械室までの配管配及び一次端子との接続	^{記線} ○	0	0	0	
スリーブ及び箱入	0	0	0	0	
同上穴埋め補修	0	0	0	0	
壁、天井、床等のパイプ貫通並びにボックス等の けのための穴あけ切込み及び穴埋め補修	取付 〇	0	0	•	
各種機器の防振措置	0	0	0	•	
機械室扉、採光窓、ガラリの設置	0	0	0	0	
ピット内の防水工事(排水設備が必要な時は機械	は工事) O	0	0	•	
昇降路外の警報及び連絡装置用その他の配管配線	0	0	0	0	
遮炎性能と遮煙性能を有する防火戸又はスクリー	- ン 0	0	0	•	

● 週休2日工事の実施について

- 本工事は、「週休2日工事(営繕工事)」の対象工事であり、当初予定価格は通期の 4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- 2 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して 月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで、施工を行う工事である。なお、 月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行うこととする。
- 3 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すもの であることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その主旨に沿った休日の 取得に努めるものとする。
- 4 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
- (1) 受注者は、週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 (2) 受注者は、実施結果を工事月報、休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
- 5 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、 受注者は協力するものとする。
- 6 現場閉所(現場休息)の状況を確認後、月単位の4週8休以上の場合および通期の 4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて、補正分について設計変更を行う。
- 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力す るものとする。なお、アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。 (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)
- 8 その他の事項については、调休2日工事要領(営繕工事)によるものとする。

現場及び技術に係る事項について

猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- (1)作業不能日数:0日間
- (2)上記(1)は環境省が公表する北海道石狩地方 札幌地点におけるWBGT値(気温 湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(2019年~2024年)について、 本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に 定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間に WBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。
- (3) 気象条件により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の 現場作業時間において、環境省が公表する北海道石狩地方 札幌地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を 閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(少数点以下第一位を四捨五入する。)) が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を 協議することができる。

共通費実態調査

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者に おける工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事

対象工事に指定された場合、監督職員から配布する調査票を工事しゅん功後1か月を目途に 提出することとし、これらに要する費用は受注者負担とする。

●アスベスト含有製品の処理等

アスベストの処理については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等の関係法令と併せ て『特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け)』(URL:http://www. city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html)に従い、必要な措置を講じ ること。

1 事前調杏等

- (1) 施工計画書の作成にあたっては、「石綿事前調査等結果報告書(アスベスト調査票)」 並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所に おけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。
- (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具 を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及 びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等につ いて協議すること。
- (3) 事前調査が完了した際は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下の
- ①監督職員に事前期春の結果等を書面で交付し、説明すること。
- ②労働基準監督署及び札幌市 (環境局) に事前調査の結果等について報告を行うこと。 ③事前調査の結果等については、公衆にみやすいように掲示すること。
- 2. アスベスト含有製品の処理等
- (1) アスベスト含有製品の仕様
 - 〇機器類 (機器
 - 〇耐火二層管
 - 〇フランジパッキン(煙道、配管) ※パッキンはフランジを付けたまま切り離し、 Oダクトパッキン 非飛散性アスベストとして適切に処理すること。
- 〇外壁塗装下地調整材 〇内壁塗装下地調整材
- ●モルタル 処理を行う範囲は、図示による。

(2) 施工調査

アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について

- 行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。
- ① アスベスト含有製品使用部位の確認
- ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認
- ③ アスベスト含有製品使用数量の確認
- 4 施工節囲等の確認

なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督職員 と協議のこと。

(3)作業管理者

「石綿作業主任技能講習修了者」、又は「平成18年3月以前の特定化学物質等作業 主任者」の資格を有する作業管理者を選任し管理させること(作業時、調査時等)。

(4)作業標準

アスベスト含有製品処理作業の標準

- ① アスベスト含有製品の撤去
- (ア)アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。
- (イ)建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破 損個所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所を、ビニール シート等で塞ぐものとする。
- (ウ)アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行う ものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製 品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。
- (エ)撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有製品を常に湿潤な状 態として作業を行う。
- (オ)撤去作業者には、防じんマスク、防護めがね及び作業衣を着用させる。
- (カ) 撤去作業後、アスベスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じ んが残存しないよう、直空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- ② アスベスト含有製品の集積 運搬等
- (ア)撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下 しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。
- (イ)細かく破砕されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れ る等の、飛散防止の措置を講じる。
- (ウ) 撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、 一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆 う等、飛散防止の措置を識じる。また、保管場所には、アスベスト含有製品の保 管場所であることの表示を行う。
- (エ)アスベスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆 い、飛散防止に努める。
- (オ)アスベスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合 は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。
- ③ アスベスト含有製品の処分等
- (ア) 本工事で発生するアスベスト含有製品は、下記で示す処分施設で処分する。 なお、変更が生じた場合は監督職員と協議のこと。(調書を監督職員に提出する) マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。
- 〇飛散性アスペスト 搬出先(参考)・山口処理場 (手稲区手稲山口364番地) 〇非飛散性アスベスト 搬出先(参考)・角山開発㈱ (江別市角山425番地)
- (イ) 撤去されたアスベスト含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督 職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

・㈱アールアンドイー (北広島市大曲工業団地4丁目4-1)

●その他

- 1. 酸欠等作業場所
- 第1種、第2種酸欠場所においては、法律等関係法令を遵守し安全に努めること。

2. 工事記録写真

工事記録写直については、機械設備工事記録写直撮影要領(機械設備工事提出書類、様 式集及び施工要領集) (平成25年度版)、営繕工事写真撮影要領(工事契約日時点の最 新版を適用)による。

印刷等の出力については、①プリンターは フルカラーで300 dpi以上、②用紙 インク等は、通常の使用条件のもとで3年間程度顕著な劣化が生じないものを使用する。 また、デジタルカメラ使用の場合は記録画素数を1280×960以上とする。

3. 電気契約の変更について

改修工事において、機器の更新により電気契約の容量が変更となる場合は、電気契約の 変更手続きに対応すること。

4. 複数の現場において工事を行う場合は、工事標識に工事名に加え施設名も記載する。

札幌市都市局建築部

機械設備課

年 月 日

課 長 係 長 製 図 設計主任

西健康づくりセンター・八軒まちづくりセンター・ 八軒会館改修エレベーター更新工事

特記仕様書

SCALE